

別表（第2条関係）

補助事業名	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業
補助事業の目的	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅を供給するため、その住宅の改修費の一部を助成することにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居を促進する。
補助事業の対象となる者	市町(政令市及び中核市を除く)
補助事業の対象となる経費	市町が住宅等について、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅への改良を行う者に対し補助する費用（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業対象要綱（以下「国要綱」という。）第4条に規定する対象額に限る。）
補助率	1／6以内
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）とし、1戸あたりの上限を250千円（ただし、国要綱第4条第1項第2号から第6号までに掲げる工事を実施する場合は500千円）とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	補助事業の対象となる者が国要綱第2条第4号に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業を活用するものであること。

別に定める事項（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修支援事業）

関係条項	内 容
第 3 条 （交付申請）	（添付書類） 1 実施計画書（別紙 2 - 1） 2 市町の補助要綱 （指定期日） 当該事業に着手する前
第 7 条第 1 項 （変更交付申請）	（軽微な経費配分の変更） - （軽微な事業内容の変更） - （添付書類） 第 3 条関係の添付書類に準じる。 （指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 9 条第 1 項 （遂行状況報告）	（報告事項等） -
第 11 条 （実績報告）	（添付書類） 1 補助金精算調書（別紙 3） 2 位置図（市町全図に事業実施箇所をプロットしたもの） 3 交付決定通知書等(写) （指定期日） 事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） 事業完了から 10 年間

別表（第2条関係）

補助事業名	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業
補助事業の目的	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃を低減するため、その経費の一部を助成することにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居を促進する。
補助事業の対象となる者	市町(政令市及び中核市を除く)
補助事業の対象となる経費	市町が住宅確保要配慮者の家賃を低減するために賃貸人に補助する費用(公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第7に規定する対象額に限る。)
補助率	1/4以内
補助金の額	補助事業の対象となる経費(月額)に補助率を乗じた額(千円未満の端数は切捨て)に補助月数を乗じた額。ただし、1月あたりの上限を10千円/戸とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	補助事業の対象となる者が国要綱第4第4項に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃に係る国の補助事業を活用するものであること。

別に定める事項（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃低廉化事業）

関係条項	内 容
第 3 条 （交付申請）	（添付書類） 1 実施計画書（別紙 2 - 1） 2 市町の補助要綱 （指定期日） 当該事業に着手する前
第 7 条第 1 項 （変更交付申請）	（軽微な経費配分の変更） - （軽微な事業内容の変更） - （添付書類） 第 3 条関係の添付書類に準じる。 （指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 9 条第 1 項 （遂行状況報告）	（報告事項等） -
第 11 条 （実績報告）	（添付書類） 1 補助金精算調書（別紙 3） 2 位置図（市町全図に事業実施箇所をプロットしたもの） 3 交付決定通知書等(写) （指定期日） 事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） -

別表（第2条関係）

補助事業名	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業
補助事業の目的	住宅確保要配慮者専用賃貸住宅に係る家賃債務保証料を低減するため、その経費の一部を助成することにより、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅への円滑な入居を促進する。
補助事業の対象となる者	市町(政令市及び中核市を除く)
補助事業の対象となる経費	市町が住宅確保要配慮者の家賃債務保証料を低減するために家賃債務保証を行う者に補助する費用（公的賃貸住宅家賃対策調整補助金交付要綱(以下「国要綱」という。)第7に規定する対象額に限る。)
補助率	1/4以内
補助金の額	補助事業の対象となる経費に補助率を乗じた額（千円未満の端数は切捨て）。ただし、1月あたりの上限を15千円とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	補助事業の対象となる者が国要綱第4第6項に規定する住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の家賃債務保証料に係る国の補助事業を活用するものであること。

別に定める事項（住宅確保要配慮者専用賃貸住宅家賃債務保証料低廉化事業）

関係条項	内 容
第 3 条 （交付申請）	（添付書類） 1 実施計画書（別紙 2 - 1） 2 市町の補助要綱 （指定期日） 当該事業に着手する前
第 7 条第 1 項 （変更交付申請）	（軽微な経費配分の変更） - （軽微な事業内容の変更） - （添付書類） 第 3 条関係の添付書類に準じる。 （指定期日） 補助金の額に変更が生じると判明してから遅滞なく
第 9 条第 1 項 （遂行状況報告）	（報告事項等） -
第 11 条 （実績報告）	（添付書類） 1 補助金精算調書（別紙 3） 2 位置図（市町全図に事業実施箇所をプロットしたもの） 3 交付決定通知書等(写) （指定期日） 事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日
第 19 条第 1 項 （財産の処分制限）	（処分制限期間） -